

令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業
(ヘルスケアビジネス創出推進等事業)

地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業

公 募 要 領

令和5年4月

株式会社 日本総合研究所

目 次

I. 背景と目的	1
1. 背景	1
2. 目的	1
II. 事業の内容	2
1. 事業内容	2
1.1 サービス領域	2
1.2 調査項目	3
2. 実施主体	4
3. 実施要件	4
4. 委託金額および採択件数	5
5. 実施期間	5
6. 応募から事業終了までの主な流れ	5
III. 応募資格	6
1. コンソーシアムの定義	6
2. コンソーシアムの構成要件	6
3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件	7
4. その他	10
IV. 応募手続き	11
1. 応募者	11
2. 応募書類の提出方法	11
3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項	11
4. 公募説明会の開催	12
V. 審査の方法および手順	14
VI. 採択後の留意点と契約	15
1. 採択後の留意点	15
2. 委託契約の締結・委託費の支払い	15
3. 委託費の内容	16
4. 経費支出の注意	17
5. 知的所有権の帰属	19
6. 採択事業者等の義務	19
VII. その他	20

(別添) 資料1 応募書類の様式(様式1~4)

様式1 公募申請書

様式2 提案書雛形

様式3 見積書

様式4 申請受理票

資料2 契約書(案) ※後日公開いたします

I. 背景と目的

1. 背景

我が国の高齢化率は世界最高水準にまで高まり、老化に伴う疾患や生活習慣病への対策が喫緊の課題となっています。そのため、国民の健康・医療に対する様々なニーズに対応する新たなヘルスケアサービスを社会に実装することで、予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムや新産業の創出・活性化の基盤となるイノベーション・エコシステムを構築し、健康長寿社会の実現を図ることが重要です。

経済産業省では、「健康・医療新産業協議会」において策定した「健康・医療新産業創出に向けたアクションプラン2022」に基づき、ヘルスケアベンチャー企業等によるイノベーション創出の促進や、地域や職域の課題に応えるヘルスケアビジネスモデルを水平展開するための取組等を総合的にサポートする等、ヘルスケア分野でのイノベーションを推進し、社会課題の解決及び国民の健康増進に資する新たなヘルスケアサービスの社会実装を推進することを目指しています。

2. 目的

本事業では、上述の背景を踏まえ、ヘルスケア産業の拡大に向け、既存のヘルスケアサービスの他地域への横展開可能性の検証や、新たなヘルスケアサービスの創出に向けた調査・実証に基づく効果検証を目的に、以下調査事業を実施します。

なお、株式会社日本総合研究所（以下、「日本総研」という）は、「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアビジネス創出推進等事業）地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業」に関して、経済産業省の委託を受け、本事業全体の運営に係る事務、採択された事業者等との委託契約等、委託事業全体の運営を統括します。本事業の成果のとりまとめにあたっては、日本総研内に設置する委員会（以下、「評価委員会」）の評価・助言を適宜受けます。また、採択された事業者等に対しては、事業の内容、進捗状況を踏まえるため、週次レベルでの事業進捗状況の確認、月次レベルでの会計管理状況の書類提出を求める等の方策により、事業の進捗等をタイムリーに把握し、適切な指導、助言を行います。さらに、採択された事業者等とともに、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

Ⅱ. 事業の内容

1. 事業内容

1.1 サービス領域

本事業は、社会課題の解決及び国民の健康増進に資するヘルスケアサービスの他地域への横展開可能性を検証するための調査や、新たなヘルスケアサービスの実現可能性の検証を実施します。対象とするサービス領域はヘルスケアサービス全般となりますが、大きく3つの重点領域を設定します。また、水平展開が可能で産業創出への波及効果が高い事業を優先的に採択します。

1. 地域／地域間で健康を支える仕組み

例：1.) 特定地域で不足している医療や健康にかかわる資源を他地域との連携により解決する、PHRの活用により健康を支える仕組み等による生活の質向上を目指した取り組み

2. 他産業×ヘルスケアの可能性

例：2-1.) ツーリズムによる健康をきっかけとした新たな経済活動拡大を目指した取り組み

例：2-2.) 農業等の他産業とヘルスケアを掛け合わせることによる地域での新たな経済活動の拡大を目指した取り組み

3. 自然と健康になれる社会

例：3.) 買い物を行う等日常生活に係る場面や場所の活用や、ナッジ等の手法を活用することで自然と健康になれる環境を整備し、無関心層へのアプローチを志向する取り組み

重点領域	一例		ヘルスケア産業 の創出・成長 ↑
1 地域/地域間で健康を支える仕組みを！	特定地域で不足している医療・健康資源、PHRの活用	×ヘルスケア =	QOL高い生活の拡大
2 他産業×ヘルスケアの可能性を！	ツーリズム	×ヘルスケア =	地域経済への貢献
	農業等の他産業		
3 自然と健康になれる社会へ！	日常生活に係る場面・場所、ナッジ手法の活用	×ヘルスケア =	無関心層の健康増進

参考URL

- 健康・医療新産業協議会
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_iryu/index.html
- 新事業創出ワーキンググループ
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_iryu/shin_jigyo/index.html
- ヘルスケア分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/seikarenndougataminnkanni_takukeiyakuhoushiki.html

1.2 調査項目

1.1に示したサービス領域における新たなヘルスケアサービスの創出や、他の地域への横展開を目指し、主として以下 i) ～ ii) の項目についての実現可能性について調査・検証を行います。

i) ～ ii) のいずれを主の調査項目とするかは提案内容に含めてください。

i) ヘルスケアサービスの他地域への横展開の実現可能性に関する検証

ii) 新たなヘルスケアサービスの社会実装の実現可能性に関する効果検証

なお、今年度の本事業は補助事業から委託事業に変更となっていますので、提案の前提として、単一事業者や単一地域に閉じる事業ではなく、社会課題の解決及び国民の健康増進に資する調査・検証の提案を求めます。

なお、1.2に示す各調査項目の実施に当たっては、以下の点にご留意ください。

- (ア) 本事業を進めるにあたり、日本総研からの要請に基づいた事業の実施状況報告、及び事業の持続可能性の検証・検討の作業等に対応していただきます。
- (イ) 本事業の完了時に、事業の成果報告書を納入していただきます。
- (ウ) 経済産業省、日本総研からの事業内容の指導・調整・助言に適宜対応していただきます。
- (エ) 経済産業省の別事業である健康・医療新産業協議会「新事業創出ワーキンググループ」等への、事業期間中の調査結果提供、資料作成等の調査協力の要請があった場合には対応していただきます。

2. 実施主体

単独事業者での実施、あるいは、コンソーシアム体制（医療・介護機関や健保組合等保険者、健康サービスに関連する事業者等で構成。「コンソーシアム」の定義は「Ⅲ. 応募資格」において記載）での実施とします。また、事業を実施するうえで、可能な限り地域版次世代ヘルスケア産業協議会と連携することが望ましいです。

本事業終了後、事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等があり、自立的に事業を継続する計画を有する企業等であることを求めます。

3. 実施要件

本事業の実施については、調査項目ごとに該当する以下の全ての要件を満たす必要があります。

●実施要件

- ① 社会課題の解決及び国民の健康増進に資する調査・検証の提案であること。
- ② 各調査項目 i) ～ ii) の設定における背景についての認識が妥当であること。
- ③ 調査手法に独自の創意工夫が見られ、ヘルスケアサービスにおけるビジネスモデルの横展開や、実現に伴う課題認識が明確であり、課題解決のための適切な調査手法が提案されていること。
- ④ 調査の検証において、効果測定可能な検証指標が設定されており、実証的に検証可能な調査内容となっていること。
- ⑤ 調査により想定される成果が明確であり、成果を活用することで、ヘルスケアサービス分野への需要喚起・消費拡大や、国・地域等における社会課題の解決、他地域への横展開につながる等のシナリオが論理的に示されていること。

4. 委託金額および採択件数

本事業の1件あたり委託金額および採択件数については、以下の通りとし、5件程度の採択を予定しています。

1件あたり : 数百万円～壺千万円程度
採択件数 : 数件程度

※ただし、調査事業範囲・提案内容に応じて、その他の金額での提案も可能です。

委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額及び件数には変動がありえます。

5. 実施期間

各コンソーシアム等が実施する事業の実施期間は、委託契約締結日から令和6年2月29日（木）までとします。

6. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

令和5年4月 : 事業公募
令和5年5月 : 審査、採択候補コンソーシアム等決定
令和5年5～6月 : 委託契約締結
 事業開始
令和5年6月～ : 月次での進捗報告・議論（予定）
令和6年1月
令和6年2月 : 成果報告会（予定）
令和6年2月中下旬 : 成果報告書提出
令和6年3月上旬 : 実績報告書提出（委託業務に要した経費の報告）
 確定検査

Ⅲ. 応募資格

令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアビジネス創出推進等事業）地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業に対する複数事業者による応募に際しては、以下の1. コンソーシアムの定義、2. コンソーシアムの構成要件①～④および3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件が応募資格となります。

単独事業者による応募に際しては、以下で示された（1）代表団体の該当部分が応募資格となります。

1. コンソーシアムの定義

本事業の「コンソーシアム」とは、複数の事業主体（事業者、団体、機関）が連携・協働する実施体制です。コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という）および代表団体と当該事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない）を結ぶ者（以下「参加団体」という）全体を指します。すなわち、代表団体と事業等に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含まれません。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）は代表団体にはなれません。

2. コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムは、以下の要件を満たす必要があります。

- ① コンソーシアムは、後述の「3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件」に定義する代表団体および参加団体によって構成されるものとし、事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、ひとつの組織体として位置づけます。従って、日本総研からの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム代表団体の担当責任者が担当し、その責任を持っていただきます。また、コンソーシアム代表団体の担当責任者は、自らの責任において当該対応内容についてコンソーシアム構成員と共有してください。
- ③ コンソーシアムには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を置く必要があります。なお、これらの代表者・責任者には、組織の長（会長、社長、事業部長等）ではなく、実際に本プロジェクトの運営推進に携わる人を任命してください。特に、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）は、審査時のヒアリング、採択決定後の評価委員会、ワーキンググループには必ずどちらかの出席を求めますので、その前提で任命して下さい。
- ④ 本事業においては、コンソーシアムの構成要件として、医療機関・介護機関や保険者、健康サービスに関連する事業者等からなる複数の事業主体が連携・協働する構成を想定しています。

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1) 代表団体

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、日本総研との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (iii) 日本総研および参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
- (iv) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置すること）。
- (v) 契約締結にあたり、代表団体および参加団体分の契約関連書類（書類の詳細については、後述の「VI. 採択後の留意点と契約」の「2. 委託契約の締結・委託費の支払い」を参照のこと。）を日本総研に提出できること。
- (vi) 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務（参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を含む）について、責任を持って管理できること。
- (vii) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (viii) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表団体から選出すること。
- (ix) 副総括事業代表者（サブリーダー）を代表団体にて任命すること（注2）。
- (x) 委託費は事業終了後の精算払いとなるので、事業実施期間中の再委託先への立替払が可能であること。

（注1）代表団体と参加団体が締結する委託契約においても、日本総研との委託契約に準拠していただきます。

（注2）副総括事業代表者（サブリーダー）は代表団体または参加団体に所属する者とします。

(2) 参加団体

参加団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）は参加団体にはなれません。

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業等の一部を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、代表団体に対して委託契約の取り消しを要請することがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (ii) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (iii) 当該事業に取り組む人員がいること。
- (iv) 日本総研と代表団体との契約締結にあたり、契約関連書類（書類の詳細については、後述の「Ⅵ. 採択後の留意点と契約」の「2. 委託契約の締結・委託費の支払い」を参照のこと。）を、代表団体を通じて日本総研に提出できること。

(留意事項)

応募書類に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点でコンソーシアムまたは各団体の都合によって参加の変更をすることは原則認められません。

また、委託事業における自社調達等を行う場合における利益等排除委託事業において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、委託事業の実績額の中に受託者の利益等相当分が含まれることは、委託費の性質上ふさわしくありません。

(3) 協力団体

協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、フィールドの提供や事業活動へのアドバイス等により、コンソーシアムを支援するものとします。

(資格要件)

- ・ 代表団体からの要請に基づいた参画であること。

(留意事項)

事業の成果普及・定着の観点から、調査地域に関わる地方公共団体の参加・協力を推奨します。

代表団体は、当該事業への取り組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、実施プロジェクトの計画、実施および成果を管理する自然人で、代表団体に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める自然人で、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等をお願いします。

総括事業代表者および副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求める等必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) 日本総研からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員および協力団体に対して、日本総研からの連絡事項を周知徹底できること。

また、総括事業代表者および副総括事業代表者は、必ずどちらかが審査時のヒアリング、採択決定後の評価委員会およびワーキンググループに出席できることが求められます。

(5) 事務管理責任者

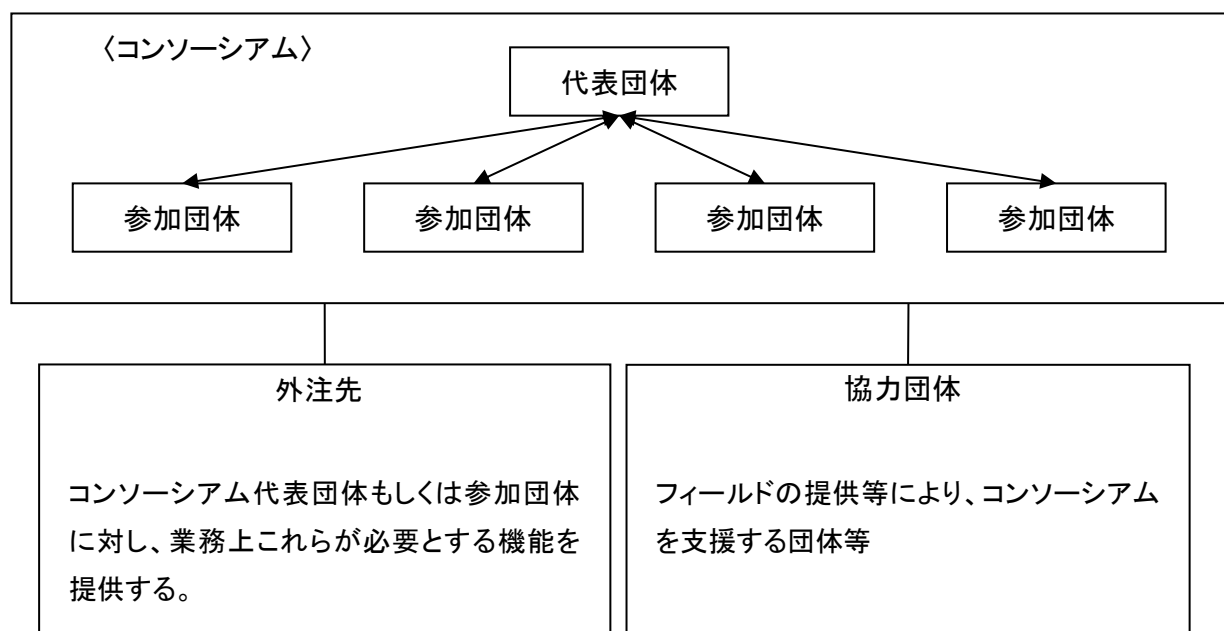
事務管理責任者は、事業等の契約、経費管理および手続きを管理する自然人で、代表団体に所属する者としてします。

事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求める等必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、事業実施プロジェクトの経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) 日本総研からの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係



4. その他

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の令和5年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案プロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外します。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

また、同一者が代表団体として複数件申請することはできません。同一者が参加団体として複数の事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の事業等の実施に支障が出ないことに留意してください。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

コンソーシアム内の代表団体、および参加団体が、経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

IV. 応募手続き

1. 応募者

応募は、日本総研との委託契約を締結できる代表団体が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の長の押印が必要です。

2. 応募書類の提出方法

応募書類については、メール、あるいは、CD-Rにより提出してください。

なお、応募書類（電子ファイル）は、Microsoft Word、Excel、PowerPointで作成したもの及びそれら電子ファイルをPDF形式に変換したファイルを合わせて提出してください。

電子ファイルのファイル名

	Office 形式	PDF 形式
① 公募申請書（様式1）	様式 1.docx	様式 1.pdf
② 提案書（様式2）	様式 2.pptx	様式 2.pdf
③ 見積書（様式3）	様式 3.xlsx	様式 3.pdf
④ 申請受理票（様式4）	様式 4.docx	様式 4.pdf
⑤ 代表団体の直近3年分の財務諸表		財務諸表-****.pdf

※上記ファイル名はファイル拡張子を含めたものです。（拡張子は Office2007 以降の場合を記載しています。Office2003 の場合は、例えば拡張子は「.docx」ではなく「.doc」となります。）

※上記ファイル名の数字、アルファベット、ハイフンは全て半角です。

※財務諸表のファイル名における「****」には、該当年度を入力してください。例えば 2021 年度の財務諸表の場合、そのファイル名は「財務諸表-2021.pdf」としてください。

3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項

公募期間：公募開始 令和5年4月12日（水）

公募締切 令和5年5月12日（金）正午必着

（応募書類受付は、メール送付、あるいは、CD-Rの場合、郵送、宅配便とする。）

メールでの提出先：

E m a i l : UN_6416.group@jri.co.jp

メール送信後、2営業日以内に、受領返信がない場合、電話で到着を確認すること。

電話番号：080-9674-2520 （担当：田川）

応募書類を郵送する場合の提出先：

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング
株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業
(ヘルスケアビジネス創出推進等事業)
地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業」公募係

(留意事項)

- ・ 応募書類を郵送する場合、封筒の宛名面に「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアビジネス創出推進等事業）地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業」と明記してください。
- ・ 応募書類は、FAXによる提出は受け付けません。また、締め切り日時を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用及び審査委員会出席の旅費は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 応募書類の様式は、日本総研のウェブサイト
https://www.jri.co.jp/seminar/230430_606/detail/からダウンロードできますので、ご利用下さい。

4. 公募説明会の開催

本事業の内容、手続きについて以下のとおり説明会を実施いたします。

参加は事前申し込み制とします。参加を希望される場合には、申し込み期限（令和5年4月20日（木）正午）までにお申し込みください。

会場の都合上、申し込み多数の場合には、1社あたりの人数について調整させていただくことがあります。なお、説明会への出欠は、審査には一切関係ありません。

公募要領等の資料は、当日配布いたしませんので、必ずご持参ください。

○公募説明会

日時： 令和5年4月21日（金） 受付13:45 開始14:00

場所： オンライン（WebEX）

※参加希望者には、会議 URL を別途ご連絡いたします。

○公募説明会申し込み

●下記のメール宛に下記情報を添えてお申し込み願います。

メール件名は、「地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業：公募説明会出席希望」と記載ください。

E-mail: UN_6416.group@jri.co.jp

【申請情報】

・出席者の氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス

※出席人数については調整させていただくことがあります。

●申し込み期限は令和5年4月20日（木）正午と致します。

V. 審査の方法および手順

審査にあたっては、第三者の有識者等で構成される審査委員会を設置し、当該委員会において提案内容の審査を実施のうえ、経済産業省の合意の下で採択候補コンソーシアム等を決定します。

(審査方法)

- ・ 一次審査として、書類による提案内容の審査を行います。
一次審査通過者には、日本総研より二次審査の日時・オンライン会議URLを通知いたします。一次審査で不採択となった団体への通知は、この段階ではいたしません。二次審査が終了した後、全ての申請者へ採択、不採択を通知いたします。
- ・ 二次審査は、オンラインでのプレゼンテーション審査を行います。二次審査に出席しない場合は、不採択となる場合があります。二次審査（プレゼンテーション審査）は、発表10分、評価委員との議論・質疑10分、評価委員からの提案5分を予定しています。
- ・ 二次審査（プレゼンテーション審査）の結果については、当該事業者等に日本総研より通知いたします。

(留意点)

- ・ プレゼンテーション審査は、Web形式で実施します。なお、プレゼンテーション審査では、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもありますのでご注意ください。
- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。
- ・ 申請書類に不備があるものについては、一次審査対象といたしませんので、ご注意ください。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

審査結果については、採択候補コンソーシアム等決定後、日本総研ウェブサイト上において公表するとともに、電子メールあるいは電話等にてお知らせいたします。

<採択結果公表先>

日本総研ウェブサイト

<http://www.jri.co.jp/company/release/>

VI. 採択後の留意点と契約

1. 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択事業者等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません。審査委員会における評価・コメント、経済産業省からの依頼事項等を踏まえ、事業実施計画書を作成していただき、実施計画書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 各採択事業者等は、事業実施期間中、日本総研の求めに応じて、毎週1回程度進捗報告を行います。また、日本総研の指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、日本総研が進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各採択事業者等は月1回定期的に弊社及び経済産業省に対し面談での進捗報告を行っていただきます。
- ・ 各採択事業者等は、事業成果等の状況について、評価委員会およびワーキンググループ等で報告を行っていただく予定です。
- ・ 各採択事業者等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。（成果報告書提出は、令和6年2月29日（木）まで）
- ・ 各採択事業者等は、実施した委託業務の概要および委託業務に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出していただきます。
- ・ 経費計上においては、契約時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。

2. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 審査を経て採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、日本総研と速やかに委託契約を締結することとし、申請に必要な書類を令和5年5月26日（金）までに日本総研に提出していただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・ 上記の契約締結にあたり、採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、以下①～⑦に示す書類を契約締結までに日本総研に提出いただきます。書類に不備がある場合や、期限までの提出ができない場合には、契約締結ができず、そのため事業が開始できない場合もありますので留意ください。
 - ①登記簿謄本（代表団体分）
 - ②財務諸表直近2期分（代表団体分）
 - ③パートナー登録カード（代表団体分）

- ④消費税課税事業者証明書（消費税課税事業者である代表団体および参加団体分）
- ⑤納税証明書その1 消費税及び地方消費税（消費税課税事業者である代表団体および参加団体分）
- ⑥一般管理費率計算書（代表団体および参加団体分）
- ⑦人件費単価算出根拠資料（代表団体および参加団体分）
- ⑧支出計画根拠資料として日本総研が必要に応じて提出を求める資料
例）就業規則、旅費規程、謝金規定等
- ⑨その他契約書条項において契約締結時に提出を求める資料

※③、④、⑥、⑦の書式については、採択候補のコンソーシアム等が決定した後に日本総研より提示します。

※再委託、再々委託先がある場合、同様の書類提出を求めます。

- ・ 委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外に使用できません。
- ・ 委託費の支払いについては、事業完了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが行えないこととなります。
- ・ 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。（特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。）当該マニュアルについては経済産業省ウェブサイト上の「事務処理マニュアル」のページからダウンロードできます。
経済産業省ウェブサイト
お知らせ＞調達・予算執行＞事務処理マニュアル
https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf
- ・ 代表団体は、参加団体と委託契約を結ぶこととなります。特例民法法人が代表団体になる場合は、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することはできません。

3. 委託費の内容

- ・ 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム等）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。すなわち、「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（ヘルスケアビジネス創出推進等事業）地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業」という国の事業を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価としてコンソーシアム等に対して支払われるものです。したがって、コンソーシアム代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。

- ・ 代表団体は、人件費、事業費、参加団体に対する再委託・外注費、一般管理費を計上できます。
- ・ 参加団体は、代表団体からの再委託・外注費として人件費、事業費、一般管理費を計上できます。
- ・ 再委託・外注費は、原則委託費総額の5割未満とします。
- ・ 計上可能な経費区分・科目は以下のとおりです。

計上可能な経費区分

区分	科目	主な内容
人件費	人件費	委託事業に直接従事した調査員・研究員等の労務費
事業費	旅費	委員旅費、講師等旅費、調査員・研究員等旅費
	会議費	会議に係る費用（会場借料、機材借料及びお茶代等）
	謝金	委員謝金、講師等謝金
	備品費（借料）	事業を行うために必要な機械器具等のレンタル料等
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する費用
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する費用
	補助員人件費	アルバイトの雇上費等
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) - 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） - 光熱水料（電気、水道、ガス。専用のメータの検針に等により当該事業に使用した料金が正確に算出できる場合） - 翻訳通訳、速記費用 - 文献購入費 等
再委託・外注費	再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）
一般管理費	一般管理費	（人件費＋事業費）に一般管理費率（*注1）を乗じた値以内

（*注1）10%もしくは、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）のP.33～34に記載の計算式に従って算出された率のいずれか低い率

4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。

(2) 旅費

- ・ 社用車・レンタカーの使用に係る経費については、原則計上できません。

(3) 謝金

- ・ コンソーシアム代表団体、参加団体内部の有識者への支出は認めません。

(4) 備品費（借料）

- ・ 委託事業において使用する機器等の購入は、原則認めません。委託事業期間内に限り、機器等のレンタル等を認めます。リースについては、原則認めません。

(5) 外注費

- ・ 原則、3社による見積り合せが必要です。外注先への発注前に経済産業省及び日本総研が発注仕様書の事前内容確認をいたします。
- ・ 個人への外注は原則できません。

(6) 通信運搬費

- ・ 通信回線設置の初期費用等は計上できません。通信費についても、本事業にて使用が確認される経費のみ計上できます。

(7) 情報収集費

- ・ コンソーシアム代表団体、参加団体内部の有識者による出版物・書籍等の購入費用は原則認めません。

(8) 消費税

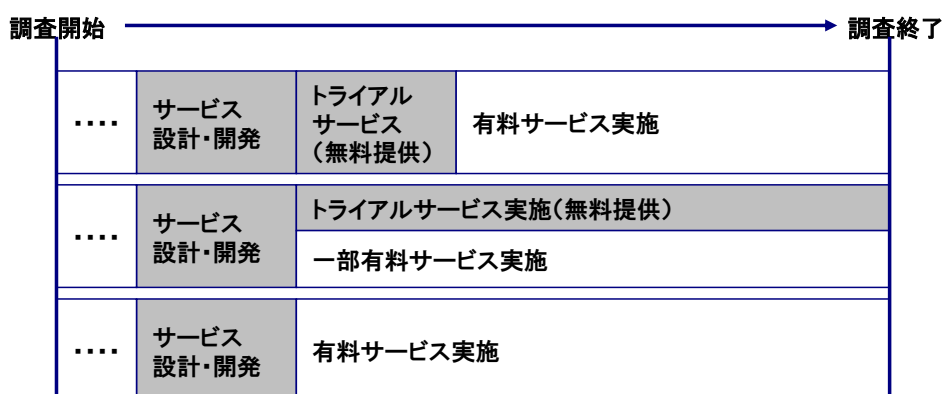
- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらに該当するか確認させていただきますのでご了承ください。（再委託・外注先についても同様です。また、課税の場合は納税証明書の提出が必須です。）

(9) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・ 有料にてサービスを利用者に提供する場合は、その期間のサービス提供に係る費用については委託費用に計上できません。
- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本委託事業経費の対象外となりますが、サービス提供における収支、利用者数等の結果については、報告をしていただきます。

- ・ 有料サービスを提供する場合に、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本委託事業費の範囲内となります。

有料によるサービス提供のパターン（例）



..... : 本委託事業費に計上できる経費

※有料サービス実施における効果検証(利用者アンケート実施、課題抽出のための調査)等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。

5. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合や、委託事業の中で発生した成果物については、原則として国に所有権が帰属します。

事業の性質等により自社への帰属を希望する場合については、採択通知後、一週間以内に契約様式等について日本総研へご相談ください。

6. 採択事業者等の義務

- (1) 採択事業者等は、委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間、日本総研から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 委託事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、日本総研は採択事業者等に報告を求め、又は日本総研の社員が委託事業に関する帳簿等の調査を行います。採択事業者等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 日本総研は、採択事業者等が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

(4) 採択事業者等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

VII. その他

*本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願い致します。メール件名に、「令和5年度地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業：問い合わせ」と明記下さい。また、メール本文に、問い合わせ内容とともに、「所属」「氏名」「連絡先」を明記下さい。なお、問い合わせ締切りは、令和5年4月28日（金）17：00といたします。

<問い合わせ先>

株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業

(ヘルスケアビジネス創出推進等事業)

地域ヘルスケアビジネス水平展開等推進事業 公募係

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング

【E-mail】 UN_6416.group@jri.co.jp

以上